

北海道指定有害動植物等総合 防除計画の策定について (検討案)

令和5年度第1回北海道農業・農村振興審議会

令和5年8月28日

北海道農政部技術普及課

目次

I 植物防疫制度の概要

II 植物防疫法の改正について

III 総合防除計画の策定の基本的な考え方

IV 北海道指定有害動植物等総合防除計画
(素案) の概要

V 今後の予定

<参考1> 総合防除計画(素案)の内容

<参考2> 病害虫発生予察事業について

I 植物防疫制度の概要

- 植物防疫法（昭和25年制定）は、輸出入植物及び国内植物への病害虫の広がりを防ぐための検疫や、病害虫の発生の予防・駆除・まん延防止の措置を講じることにより、農業生産の安全及び助長を図ることを目的としています。
- 病害虫のまん延は、国内外を問わず深刻な農業被害をもたらし、国民の生活に重大な影響を及ぼすことから、食料の安定供給のためには、植物を検疫し、病害虫の侵入・まん延を防ぐことが重要です。
- このため、我が国では、植物防疫法に基づき、国において植物の検疫及び防除を行う植物防疫所を置くとともに、地方においては病害虫防除所を各都道府県に設置し、
 - 1) 海外からの病害虫の侵入・まん延防止を図るための輸入・国内検疫、
 - 2) 国内に分布している病害虫の防除を図るための国内防除、
 - 3) 輸出先国・地域の要求に応じた検査を行う輸出検疫を実施しています。

輸入検疫(国)

- ・輸入植物の検査
- ・植物、検疫有害動植物の輸入禁止
- ・輸出国への栽培地検査等の要求



輸入植物検査
(コンテナ貨物：生鮮野菜)

国内検疫(国・都道府県)

- ・流通する種苗の検査
- ・国内における植物の移動制限
- ・緊急防除



輸入携帯品検査

国内防除(国・都道府県)

- ・病害虫の発生を予測し、関係者に情報提供する発生予察事業
- ・病害虫防除所の設置



種馬鈴しょの検査
(種苗の検査)



発生状況調査
(発生予察事業)

輸出検疫(国)

- ・輸出植物の検査
- ・輸出植物の栽培地検査



輸出植物の栽培地検査

Ⅱ 植物防疫法の改正について

植物防疫制度の現状・課題

- (1) 気候変動や人やモノの移動の増加に伴い、海外からの病害虫の侵入リスクが増加
- (2) 侵入した病害虫のまん延防止の強化が必要
- (3) 化学農薬に依存した防除により有害動植物の薬剤耐性が発達
- (4) 農林水産物・食品の輸出の促進に伴う輸出検査ニーズが増大

植物防疫法の改正内容

(令和4年5月公布、令和5年4月施行)

- (1) 輸入検疫の対象・権限を強化 (国)
 - ① 植物検疫官の検査権限の強化
 - ② 土等の付着リスクが高い中古農機等の検査対象化など
- (2) 有害動植物が侵入した際の早期発見の調査・迅速な防除を実施 (国及び都道府県)
 - ① 侵入調査事業の全国斉一的な実施
 - ② 有害動植物の侵入等に係る通報義務化
 - ③ 実施基準の作成による緊急防除の迅速化
 - ④ 緊急措置命令の拡充
- (3) 総合防除を推進する仕組みを構築 (国及び都道府県)
 - ① 化学農薬のみに依存しない発生予防を中心とした総合防除を推進する仕組みの構築
 - ② 国による基本指針、都道府県による総合防除計画の策定
 - ③ 総合防除計画に遵守事項を定めた場合、農業者に防除指導・勧告・命令を行えるよう措置
- (4) 輸出検査における第三者機関の活用 (国)

Ⅲ 総合防除計画の策定の基本的な考え方

- 本道においては、国の基本指針、道がこれまで策定してきた北海道農作物病害虫・雑草防除ガイドや北海道クリーン農業技術体系を踏まえ、令和5年度中に「北海道指定有害動植物等総合防除計画」を策定します。

指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針(国)

- ① 総合防除の推進の意義及び基本方向
- ② 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本事項
- ③ 指定有害動植物の駆除又はまん延防止の方法に関し農業者が遵守すべき事項に関する基本事項
- ④ 指定有害動植物の発生予察事業に関する事項
- ⑤ 異常発生時の基準に関する事項
- ⑥ 異常発生時防除の内容に関する基本的な事項 を定めたもの。

北海道農作物病害虫・雑草防除ガイド(道)

農薬に依存しない防除技術や、病害虫発生予察情報を参考とした効果的な防除技術、農薬の安全かつ適正な使用などを推進するため、作物別の病害虫・雑草の防除技術を体系的に取りまとめたもの。

北海道クリーン農業技術体系(北海道クリーン農業推進協議会)

健全な土づくりを基本に、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の安定供給を進めるクリーン農業の取組拡大を図るため、作物別に係るクリーン農業技術を体系的に取りまとめたもの。

IV 北海道指定有害動植物等総合防除計画(素案)の概要

I 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項

- 近年、気候変動を背景とした病害虫のまん延リスクの増加や、化学農薬に依存した防除により病害虫の薬剤耐性が発達し、農業生産の現場への影響が懸念されている。
- 病害虫のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減していくため、
 - ① 病害虫の発生そのものの予防に重点を置き、
 - ② 農作物の生育状況等を踏まえて病害虫の発生を予測し、
 - ③ 発生状況に応じて必要な防除措置を講じる総合防除を広く普及・推進することが必要。
- 道は、国が示す基本指針に即し、総合防除計画を定め、農業者団体等と一体となって総合防除の推進を図る。
- 計画期間は5年間（令和6年度～令和10年度）とし、国が5年ごとに行う基本指針の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

II 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

- 51作物（水稻、畑作物、野菜、果樹、花き類、飼料作物など）に係る486種類の病害虫（指定有害動植物98、道が定める有害動植物388）について、防除ガイドやクリーン農業技術体系を踏まえ、総合防除の内容を示す。

※指定有害動植物

国内に分布している有害動植物のうち、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、防除に特別な対策が必要なものとして、農林水産大臣が指定するもの。総合防除基本指針に157種類が指定されている。

Ⅲ 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

- 農林水産大臣から異常発生時防除の指示があったときは、当該地域の実情を勘案した上で、防除区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示する。
- 道は、市町村及び農業者団体等と緊密に連携し、異常発生時防除を的確に実施するよう農業者を指導する。

Ⅳ 指定有害動植物等の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

- 指定有害動植物等の防除指導に係る道、市町村、試験研究機関、農業者団体、民間事業者、農業者の役割を定める。

Ⅴ その他必要な事項

- 農薬の適正使用や危害防止に関する留意事項、薬剤耐性に関する情報などを示す。

V 今後の予定

時期	取組内容
令和5年1～4月	<ul style="list-style-type: none">・北海道指定有害動植物等総合防除計画策定検討委員会の設置（構成機関：道総研、病害虫防除所、食品政策課、技術普及課）・総合防除計画（骨子案）の内容の検討
4～5月	<ul style="list-style-type: none">・関係機関・団体への意見聴取
5～7月	<ul style="list-style-type: none">・総合防除計画（素案）の作成
8月28日	<ul style="list-style-type: none">・北海道農業・農村振興審議会への報告
9月	<ul style="list-style-type: none">・農政委員会への報告
10～11月	<ul style="list-style-type: none">・道民意見聴取（パブリックコメント）の実施
12月～ 令和6年1月	<ul style="list-style-type: none">・総合防除計画（案）の作成
2月	<ul style="list-style-type: none">・北海道農業・農村振興審議会への報告・農政委員会への報告
3月	<ul style="list-style-type: none">・総合防除計画の決定・公表

<参考1> 総合防除計画(素案)の内容

I 指定有害動植物等の総合防除の実施に関する基本的な事項(1 趣旨)

- 近年、気候変動を背景とした有害動植物のまん延リスクの増加や、化学農薬に依存した防除により有害動植物の薬剤耐性が発達し、農業生産の現場への影響が懸念されています。
- 国は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるため、農薬使用量の削減等を目標とする「みどりの食料システム戦略」を策定しました。
- こうした状況に対応し、有害動植物のまん延防止及び農作物被害の発生を軽減していくため、
 - ① 有害動植物が発生しにくい生産条件を整備し、発生そのものの予防に重きを置き、
 - ② 気象や農作物の生育状況等を踏まえて有害動植物の発生を予測し、
 - ③ 発生状況に応じて必要な防除措置を講じる総合防除を広く普及・推進することが必要です。
- 道は、国が示す基本指針に即し、総合防除計画を定め、農業者団体等と一体となって総合防除の推進を図ります。
- 本計画の計画期間は5年間（令和6年度～令和10年度）とし、国が5年ごとに行う基本指針の見直しを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2 病虫害防除の基本事項)

① 予防	指定有害動植物の発生及び増加の抑制のために行う予防措置の実施
② 判断	防除の要否及び防除実施時期の適切な判断
③ 防除	防除実施の各段階において、利用可能な選択肢の中から経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択

Ⅱ 指定有害動植物等の種類ごとの総合防除の内容

対象作物	51作物（水稻、畑作物、野菜、果樹、花き類、飼料作物など）
対象病害虫	486種類（指定有害動植物98種類、道が定める有害動植物388種類）
病害虫の防除方法	「北海道農作物病害虫・雑草防除ガイド」、「北海道グリーン農業技術体系」を踏まえ、各作物に係る病害虫の種類ごとの総合防除の内容を示します。
具体的な総合防除の内容	<p>病害虫発生予察情報を活用し、適時に次の事項を実施する。</p> <p>ア 農作物の生育を健全にし、耐病性を高めるため、土壌改良、地力増進、適正な輪作を行う。</p> <p>イ 病害虫に対する抵抗性の強い品種を選択して作付する。</p> <p>ウ 北海道施肥標準及び土壌診断に基づき適正な施肥を行う。</p> <p>エ 採光や通風等の栽培環境を良好にするため、過度の密植を避ける。</p> <p>オ 病害虫の初期発生源となることを防ぐため、ほ場及びその周辺の清掃、作物残さの処理を行う。</p> <p>カ 病害虫の薬剤耐性及び抵抗性の発達を防ぐため、農薬の使用に当たっては、同系薬剤の連用はなるべく避け、ローテーション防除を心がける。</p>

Ⅲ 法第24条第1項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

(1) 異常発生時防除の内容

植物防疫法第24条第1項は、病害虫が異常な水準で発生した場合、異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項を総合防除計画に定めるものと規定しています。

病害虫ごとの異常発生時防除の内容を総合防除計画に示します。

(例：野菜類のアザミウマ類)

まん延の様式		指定有害植動物のうち有害動物	異常発生時防除の内容
自然分散	飛翔性	(短距離飛翔性) ・野菜類のアザミウマ類	<ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理(雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等)を徹底する。

(2) 異常発生時防除の実施体制

- 農林水産大臣から異常発生時防除の指示があったときは、当該地域の実情を勘案した上で、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示します。
- 道は、市町村及び農業者団体等と緊密に連携し、異常発生時防除を的確に実施するよう農業者を指導します。

IV 指定有害動植物等の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

関係機関・団体	指導等の実施内容
道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合防除の必要性に関する農業者の理解の促進 ○ 病害虫発生予察情報の迅速な提供による適時かつ適切な防除指導 ○ 地域課題に対応した防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等の実施 ○ 防除指導者向け資料「北海道農作物病害虫・雑草防除ガイド」の作成
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者への防除指導を通じた総合防除の実施への協力
試験研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病害虫防除に関する研究や実証
農業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の課題や指定有害動植物等の発生状況等の把握 ○ 病害虫発生予察情報の迅速な提供による適時かつ適切な防除指導 ○ 総合防除の必要性に関する農業者の理解の促進 ○ 地域課題に対応した防除技術の研究開発や地域に合った防除体系の実証等への連携
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最新の科学的知見、防除技術、国や道の施策に関する情報の収集・提供 ○ 地域に合った防除体系の実証等の実施 ○ 農薬や防除資材等の安定供給、関連する技術情報の積極的な提供
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道や農業者団体等による防除指導を活用した総合防除の実施 ○ 総合防除に関する理解の醸成、自らの取組状況の検証

<参考2> 病害虫発生予察事業について

- 道は、植物防疫法に基づき、病害虫の繁殖、気象、農作物の生育等の状況に関する病害虫発生予察調査を行い、農作物の有害動植物による損害の発生を予測し、その情報を関係者に提供する病害虫発生予察事業を実施しています。
- 本事業は、国が毎年度定める病害虫発生予察事業計画に基づき、国と都道府県が協力して実施しています。

病害虫発生予察調査

定点調査

主要病害虫の発生状況を濃密に調査観察し、その資料を病害虫の発生に関与する要因の解析及び発生動向の予測に供することを目的とした調査。
道が道総研農業試験場に定点ほ場を設置して実施。

巡回調査

主要病害虫の発生状況を定期的に調査観察し、その資料を発生動向の予測に供することを目的とした調査。
農業改良普及センターが実施。

現況調査

各年次における主要病害虫の発生及び防除状況を把握し、その資料を病害虫の長期的な発生予測や防除対策の検討等に供することを目的とした調査。
農業改良普及センターが実施。

病虫害発生予察事業の実施体制図

